

国際反核法律家協会（IALANA）

2011年シュチェチン総会報告書

核兵器のない世界に向けて： 漸進主義 対 跳躍

シュチェチン大学（ポーランド）

2011年6月17日～19日

日本代表団（JALANA）：

佐々木^{たけや}猛也、大久保賢一、浦田賢治

^{なるみさちこ}成見幸子、^{としのり}山田寿則、田部知江子、^{やえか}井上八香

日本反核法律家協会

目 次

I. 概観：国際反核法律家協会（IALANA）の2011年総会	2
国際反核法律家協会総会のシュチェチン宣言	9
II. 6月17日（金）の報告	11
1. ラウンドテーブル	11
2. 公開イベント：21世紀の課題としての平和一核兵器のない世界は実現可能か？ ..	11
III. 6月18日（土）の報告	13
1. IALANA 総会	13
2. 公開イベント「ダモクレスの剣の2つの側面：原発と核兵器」	15
IV. 6月19日（日）の報告	16
1. IALANA 総会	16
V. 佐々木団長による挨拶	19
VI. 大久保事務局長による活動報告	22
VII. 山田理事による報告	24
VIII. 成見幸子副会長による報告	27



空港での結団式

I. 概観：国際反核法律家協会（IALANA）の2011年総会

核兵器と核エネルギーの全廃呼びかけ宣言を採択

浦田賢治

早稲田大学名誉教授

国際反核法律家協会副会長

国際反核法律家協会（IALANA）の総会は、2011年6月、ポーランドのシュチェチン大学で開かれた。この総会は、さる3月11日の福島原発事故のあと、日本反核法律家協会（JALANA）の態度表明がきわめて注目されたなかで開催された。^{*1} 6月16日に事実上始まった意見交換のあと、17日以降の諸報告と活発な討議を承けて、総会は6月19日「シュチェチン宣言」を採択した。宣言は、JALANAによる核兵器および核エネルギーの全廃の呼びかけを全面的に支持した。^{*2} 核兵器のない世界を追求してきたIALANAの歴史にとって、新たに核エネルギーの全廃を求めた今回総会は、まさに画期的なものとなった。

1 今回総会の背景と特徴はなにか

一昨年（2009年）6月26日に採択されたIALANAベルリン決議の眼目は、翌年（2010年）5月のNPT会議を展望する点にあった。核兵器のない世界の将来像を現実にするには、全体的かつ恒久的な核兵器撤廃を達成する条約の締結を必要としている。IALANAは、核不拡散条約（NPT）再検討会議から、このような条約の締結に向けた速やかな交渉開始を要求する声が起きることを期待するとのべた。しかしIALANAは、この期待は失望に終わったと評価し、したがって漸進主義でなく、核兵器のない世界に向け「跳躍する」方途を独自に追求することにした。ここではまだ、「核兵器と原子炉を動かす核エネルギーとは別だ」と言う二分法がゆきわたっていた。^{*3}

しかしながら3月11日福島第一原発事故がおきた。これを受けて急遽IALANAは核エネルギーのない世界の実現を求める活動をするか否か、このことが問われた。^{*4}

1 福島原発問題についての日本反核法律家協会の見解、2011年5月26日、日本反核法律家協会理事会、日本反核法律家協会のウェブサイトに掲載。

2 IALANA General Assembly issues an urgent call for a world without nuclear weapons and nuclear energy : Final Declaration of the General Assembly of IALANA, Szczecin, 19th of June 2011. see IALANA Web-site.

3 例えば参照、浦田賢治「原発事故：原子力と核、同じ脅威」秋田さきがけ2011年6月10日。共同通信が6月9日に配信した識者評論による。

4 国際反核法律家協会会長のC.G.ウィラマントリー氏は、3月14日、世界の環境相にあ

また今年4月は、チェルノブイリ事件の25周年にあたって、国際原子力機関（IAEA）などによる被害の認識は過小評価であって、現実にあっていないではないかなど、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）による新たな批判的見解がだされた。^{*5} また原発のグローバル拡散をもってクリーン・エネルギー革命といえるのか、このことが問われていた。^{*6}

ひとくちに「ヒロシマからフクシマへ」という。^{*7}この歴史に残る分岐点で開かれるIALANA総会にむけてJALANAは、5月26日の理事会決議で脱原発の活動をする新たな見解を表明した。こうして団長・佐々木猛也（JALANA会長）、事務局長・大久保賢一（同事務局長）はじめ、通訳を含めて合計8名がこの総会に参加した。出席した会員それぞれが準備した報告をおこない、また総会の「宣言」や人事体制の審議において積極的に発言した。オブザーバー参加者をふくめおよそ40名が出席した今回集会で、JALANAの存在が極めて注目され、その国際的な意味での役割に期待が高まったと思われる。

2 成果はなにか——核兵器の廃絶、平和の探求、さらに脱原発への取り組み
シュチェチン宣言の「結論」でいう諸項目に焦点を当て、これを3点に整理するかたちで、簡潔に記述しておきたい。それは、キーワードで示すなら、核兵器廃絶、脱原発、そして平和、とりわけ武力によらない安全保障である。

第一点：IALANAは、核兵器全廃条約の締結にむけた準備作業を開始させる。

これに関して宣言は、つぎの3項目を提示した。

* IALANAは、できる限り早期に核兵器全廃条約のための準備作業を開始させるため、その努力を倍増させる。（第1項）

* IALANAは、あらゆる点で核軍縮に至る交渉を誠実に遂行しかつ完結させるという法的義務を強調する。（第2項）

* IALANAの主張は、核兵器は国際人道法に全面的に合致しないということである。（第3項）

上記の第1項は、「モデル核兵器条約」を国連事務総長が講演で指摘し、これが2010年NPT

てた公開書簡という形で「日本の原子炉の破局」と題する見解を発表した。その邦訳（浦田賢治・訳）は、『日本の科学者』Vol.46, No.7, July 2011, pp.57-9に掲載された。原文の検索は、Weeramantry-International-Centre-for-Peace-Education-and-Research. なおここに、経歴や業績の記載もある。

5 IPPNW「チェルノブイリ健康被害」新報告と、首相官邸資料「チェルノブイリ事故との比較」との驚くべき相違、Peace Philosophy Centre, April 18, 2011.

6 例えば、参照。畑 良輔「GENESIS 計画と高温超電導直流ケーブル～究極の持続可能な『新エネルギー』の活用について～」2008年1月・SEIテクニカルレビュー・第172号（25）号、など。

7 浦田賢治「ヒロシマからフクシマへ（上）」非核の政府を求める会ニュース、2011年7月15日・8月15日号合併号6頁。

最終文書で言及された実績を踏まえている。上記の第2項は、1996年の国際司法裁判所が全員一致で宣言したことを強調した。上記の第3項は、「国際人道法と核兵器廃絶のための会議」で、2011年2月11日に採択されたバンクーバー宣言*⁸ が示したものである。

総会のプログラムに立ちもどって言えば、3つのラウンド・テーブルと、2つの公開集会があり、さらに総会での諸報告や見解表明、また討議がなされた。これらが独自に個別のテーマをとりあげながら、多くの発言が「核兵器全廃条約の締結にむけた準備作業を開始させる」課題に関連した論点に言及した。*⁹

たとえば、17日午後開催のラウンド・テーブルは「平和と国際法—核兵器全廃条約に向けたIALANAの活動」だった。ここでピーター・ワイス (Peter Weiss) *¹⁰ が核兵器廃絶をめぐる情勢を総括的に分析したうえで、核兵器と国際人道法が両立しえないというバンクーバー宣言の特別の意義を強調した。アラン・ウェア (Alyn Ware) *¹¹は、「核廃絶フォーラム」が新たな条約案の作成にむけて活動を始めることを紹介した。フォン・バン・デン・ビーセン (Phon van den Biesen) *¹² は、「新たな世界法廷運動」の可能性を示唆する発言をした。山田寿則 (明治大学国際法講師) は、「核抑止の文化」にかわる「法の支配の文化」にも論及した。

第二点：IALANAは、核エネルギーの世界規模での廃絶を呼びけることを決定した。

これに関連して宣言は、2つの項目を提示した。

* IALANAは、日本のメンバーによる核兵器および核エネルギーの全廃の呼びかけを全面的に支持した。(第5項)

* 必要なことは、再生可能エネルギーとエネルギー生産の民主化とにむけた完全な転換である。(第6項)

第5項では、5月26日のIALANA理事会決議が「核エネルギーの全廃の呼びかけ」と受け止められ、支持された。第6項では、ドイツの経験を強調したピーター・ベッカー (Peter Becker)の主張が取り入れられた。

この第二点の決定をめぐる格別重要な役割をはたしたのは、ウィーラマントリー判事 (Judge Weeramantry) である。福島第一原発の3月11日事故発生の直後3月14日、同

⁸ 「バンクーバー宣言は、核兵器が国際人道法と両立しえないことを確認する」2011年3月23日、日本反核法律家協会のウェブサイトに掲載。

⁹ IALANA News No.6 June 2011, pp.3-4. see IALANA Web-site.

¹⁰ IALANAの初代共同会長の一人、引き続き単独会長、ニューヨークの弁護士で、核政策法律家委員会の創設者、現にその会長。

¹¹ ニュージーランド出身で世界法廷運動に参加して以来25年間平和活動に従事した。2009年 The Right Livelihood Award を受賞した。

¹² オランダの弁護士で、初代IALANA事務局長。

判事は各国環境相宛に公開書簡を送り、原発の存続・拡散は国際法のあらゆる原則に違反するばかりか、将来世代への犯罪になるとのべた。この書簡は、すでに、IALANA News May2011にも掲載されていた。18日午後の公開イベントで、ウィーラマントリー判事は「ダモクレスの剣の2つの側面：原発と核兵器」と題して45分におよぶ講演をおこなった。この講演の核心は、「宣言」の冒頭に引用されている。浦田賢治は、この講演に讃辞をおくり、加えて原発の存続と拡散はローマ規程にいう人道に対する犯罪に当たると主張した。

18日午前の各加盟団体の報告のなかで、大久保賢一がおこなった報告はきわめて重要だった。5月26日の理事会決議によって、日本反核法協（JALANA）として脱原発の立場を表明していた。この立場は、再生可能エネルギーとエネルギー生産の民主化の課題に取り組む課題の認識につながっている。

これにさきだつ17日午後開催のラウンド・テーブルは、「核兵器と原子力エネルギー利用の高まる危険—対抗戦略」だった。ピーター・ベッカー*¹³は、ドイツが環境問題とも関連させ、40年近くかけて達成してきた脱原発の思想と運動から、IALANAが学ぶべきことは多いと指摘した。

第三点： IALANAは、武力行使によらない安全保障を期する、また平和教育を促進する。これに関連して宣言は、2つの項目を提示した。

* IALANAは、紛争解決のため国際メカニズムを利用し、武力による威嚇または武力の行使によらない安全保障を実現することを再確認する。（第4項）

* IALANAは、世界の弁護士会と大学に対してメッセージを送る。また創立（1988年）以来追求してきた作業を継続する。一般大衆に対して核兵器の全面的違法性についてのメッセージを伝える。あらゆる段階での平和教育を促進する。（第7項）

この安全保障と平和教育というキーワードは、ラウンド・テーブルと公開集会、そして総会での報告や見解表明を通じて語られ、宣言に書き込まれた。

まず総会17日冒頭のラウンド・テーブルは、「リスボン条約とヨーロッパ政策における軍事力の役割の増大」だった。リスボン条約は平和の保障を求めるヨーロッパ連合（EU）が採択した新たな憲法文書だが、そのもとで、例えば「NATO ロシア理事会」で、ロシアがNATOのミサイル防衛(MD)システム構築に協力することで合意した。しかしその運用は楽観をゆるさない。またNATOの軍事予算の75パーセントはUSAの負担で、ヨーロッパ諸国の負担は額面上減らされている。だが、実はEUの軍事・外交政策が新たな戦争を想定し、そのため軍事力の効率化をすすめていると指摘された。

「公開イベント：21世紀の課題としての平和—核兵器のない世界は実現可能か？」が、17日夕刻に行なわれた。ピーター・ワイスやウィーラマントリー判事の話をも補足する形で

¹³ ドイツで環境問題に取り組んだ弁護士。IALANA-Germanyの創設者のひとりで、支部長を務めた。今回総会でIALANAの共同会長・同事務局長に立候補した。

発言した3つの場合を紹介しておこう。まず、1999年のハーグ・アピール市民社会会議をリードしたコーラ・ワイス (Cora Weiss)。彼女は、核問題はジェンダー問題だ、なぜなら、ものすごい数の女性が核の被害者となって、乳がん、子宮がんで亡くなっていると強調した。佐々木猛也は、核の脅威を知りながら、原子力エネルギー政策を漠然と許容して来たことを反省すると述べた。さらに、シュチェチン大学の学生グループが、将来の世代を担う若者として「平和工房」と称する計画に取り組んでおり、その諸活動を紹介した。

18日午後、「ディスカッション：IALANAの将来について」が行なわれた。初代事務局長を務めたフォン・バン・デン・ビーセンが主報告者として25分余り話をした。IALANA誕生前から26年間にわたる歩みをふりかえった。①世界法廷運動、②核兵器全廃条約、③ハーグ平和アピールが、3大プロジェクトだった。だが、未完のプロジェクトとして、「もう一度世界法廷運動を」と、核兵器全廃条約締結の促進とが残っている。今後核兵器ならびに原発の違法性について専門家としてメッセージを発信し、世界の大学と弁護士会に呼びかけたい、と述べた。ジョン・バロース (John Burroughs) *¹⁴は、核兵器を国際刑事裁判所ローマ規程に違反する国際犯罪だとするメキシコ提案を支持すること、井上八香 (JALANA 会員) はフクシマの「原子力難民」問題について、成見幸子 (JALANA 副会長) は日本弁護士連合会の原発被害者救済などについて提言した。

このように見てくると、今回総会の新たな成果がはっきりする。それは、核兵器の廃絶から平和の探求におよんだIALANAが、この2つの目標のもとに、今回世界規模での脱原発を位置づけたこと、そして法律専門家としてこの課題に取り組むことを決めたことである。視点を換えてみれば、核兵器廃絶・脱原発・平和探求、これを三位一体と見て取り組むことにしたともいえよう。

3 未来にむけた取り組み——いくつかの肖像

ポーランド・シュチェチン大学に集まったおよそ40名の群像を、未来にむけた取り組みという主題で描きあげることは、とても難しい。そこで、あまたある肖像のなかから、今回きわだった肖像にかぎって描写しておきたい。

* パスクアル・ポリカストロ (Pasquale Policastro)

シュチェチン大学の憲法・ヨーロッパ法教授である。イタリアで生まれ学んだあと1987年ポーランドにわたり、そこで博士 (PhD) 学位論文と教授就任論文を書いた。いまから9年まえ、2002年夏、スウェーデンのルンド大学で、私は彼と初めて会った。その後もルンド大学で会ったので、IALANAについても語った。そして2年まえの6月、フンボルト大

¹⁴ 核政策法律家委員会の専務理事、ラトガース大学の国際法特任教授、IALANAの国連担当役員。

学で開かれたベルリン総会に、彼は傍聴者としてやってきた。

だが今回、彼は IALANA 総会に会場を提供する立役者として登場した。IALANA News 誌 May 2011 でのインタビューに、つぎのように答えた。今回の総会に参加することは、彼の専門分野である国際法・ヨーロッパ法秩序の基本原則である平和の実践的法的な内容を明らかにすることに役立つ。核兵器の生産と使用は、研究、技術革新、資本蓄積の総体から生まれたもので、これが支配秩序の力の源泉になっている。これを禁止する問題を、憲法的基礎からとらえなおしたい。

彼は、シュチェチン大学が今回 IALANA 総会に会場と経費を提供することをとりつけたばかりか、プログラムの作成でも主導性を発揮したようだ。ポーランドを含むヨーロッパ諸地域から学者、教授、実務法律家などが参加して、現実世界の実践的なさまざまな課題に取り組むように編成した。また、大学は若い人たちの場所だから、ここで平和の探求という主題をめぐって切磋琢磨しつつ、次の世代が育っていくような取り組みを企画した。

さらに彼は、シュチェチン・カトリック教会の大司教 (Archbishop) と親密な間柄である。大司教は、IALANA の主だった役員を居宅に招き朝食をとりながら、宗教と法の問題を含めて懇談した。ポリカストロ教授の妻は、イリーナ (Irina) といい、多くの外国語を使いこなす言語学者でもある。今回は、日本代表団を自分の車で会場やホテルに案内するなど、裏方の組織者として活躍した。

ポリカストロ教授は、「平和工房」(Peace Labo) という、ヨーロッパ・レベルの学際的な研究者の集団をつくり、活動している。今後核兵器と原発の問題について、法的考察だけでなく、宗教・哲学・歴史あるいは政治・経済・環境などとも関連させる考察の方法論をとる、新たな研究構想をだしてくるかもしれない。

* ピーター・ベッカー

今回、ピーター・ワイスやウィーラマントリー判事と並び立つ共同会長(Co-president) のひとりになることを表明した。また、事務局長 (Secretary) に返り咲くことも表明した。一人二役でトップの座を占めるといっていい。

彼は IALANA 発足当初からの活動家で、ドイツ支部 (IALANA-Germany) のまとめ役を 20 年以上やってきたが、さきごろ、支部長職をオットー・ヤッケル (Otto Jaeckel) にゆずった。しかも、オットー・ヤッケルを、IALANA の財務担当理事 (Treasure) にすえたままである。

彼はドイツのマールブルグに、おおきな法律事務所を構えるが、IT 技術のたすけをえて、ベルリンやフランクフルトなどの法律事務所とも連携して広く営業している。しかし専門分野でいえば、エネルギー政策をふくむ環境問題が主なもので、これでもっておおいに成功した法律家だと、彼自身がいつている。今回、IALANA News 誌 May 2011 に、「核兵器のない世界：核エネルギーの”平和的利用“」と題する論説を書いている。この末尾で、原発に反対し軍事に利用されないエネルギー開発のために生涯を捧げた社会民主主義者、

ヘルマン・シェアー (Hermann Scheer) に感謝し、彼を追悼している。こうした表現に象徴されるドイツの経験と思想が、ピーター・ベッカーの今後の働きで展開されるのかもしれない。

* 若い世代の世界へ

今回総会は、創立時の共同会長 (スウェーデン) やその後の副会長 (インド、イタリアなど) を単に理事にするなど、高齢者に厳しい人事構想を描いた。これも、いわば組織の新陳代謝として必要なのだ、というのかもしれない。確かに IALANA は、これまで規約上、創立時の人事体制に手をつけなかった。だからいま改めて、会の目的と組織原則を見直して、あるべき規約を整備することが必要とされている。

しかしながら、共同会長職にある長老クラスに比べて極めて若い世代に注目すると、いくつもの発言があった。イギリスの世界法廷運動の活動家であるロスリン・クック (Roslyn Cook) は、核兵器の使用と威嚇をローマ規程の戦争犯罪に盛り込む運動について報告した。また、ロブ・ヴァン・リエット (Rob van Riet) は、世界未来評議会財団 (World Future Council Foundation) の反核活動を語った。

スリランカのネシャン・グナセケラ (Neshan Gunasekera) は、若いリーダーが中心になってコロomboの平和教育センターでワークショップを開催したことなどを報告した。

ドイツのジェニー・ベッカー (Jenny Becker) は、平和運動財団の“EN-PAZ”という、平和教育のデータベースを提供するプロジェクトを紹介した。アンネグレッツ・ファルター (Annegret Falter) も、法律を学ぶ学生などを対象にコミュニケーション・ツールを利用してメッセージを発信する方法について提案した。

その後、IALANA のウェブサイトを見ると、7月14日ついで、

IALANA YOUTH on facebook and twitter

In Szczecin, Poland we founded the IALANA Youth initiative!

Please follow us on [facebook](#) and [twitter](#) :-))))

と出ている。

IALANA の若手による、若手むけの、若手のための、新たな情報発信と意見交流の世界が扉を開いた。

フェイスブックやツイッターを知らず、またこれを使わない世代にとって、世界はまったく変わってしまった。いま、情報収集の仕方も意見交流の場も、革命的な変革の真っ只中にある。(終)

(2011年7月29日脱稿)

国際反核法律家協会総会のシュチェチン宣言

2011年6月19日 シュチェチン ポーランド

IALANA 総会は、核兵器と核エネルギーのない世界を緊急に呼びかける

「核兵器と核エネルギーはダモクレスの剣の2つの刃である。われらは、核兵器の研究と改良によってダモクレスの刃の鋭利なほうを研磨してそれをいっそう危険なものにしている。この剣の鈍い刃もまた、原子炉の拡散と維持によって危険なレベルにまで研磨されつつある。剣をつるす脅威の糸は、少しずつ切り刻まれつつある。なぜなら、核保有国が増加し、インターネットで核兵器製造知識の入手が可能になり、原子炉廃棄物に由来する核兵器物質の入手が可能になり、さらにテロ組織の活動が爆弾取得を念願しているからだ。ダモクレスの剣は日々危険なものになりつつある。」

この言葉は、2011年6月18日日曜日、ポーランドのシュチェチン大学で、元国際司法裁判所次長で、ユネスコ平和教育賞受賞者であるクリストファー・ウィーラマントリ判事がおこなった講演でのキーワードであった。

ここシュチェチンでは、国際反核法律家協会（IALANA）総会が、2011年6月16日から19日まで開催された。シュチェチン大学の憲法学教授であり、IALANA の新会員であるパスクアル・ポリカストロが指導力を発揮し、また IALANA の会長であり、ハーグ国際司法裁判所元次長であるクリストファー・ウィーラマントリ判事が基調講演をおこなった。

活発な報告と討議を承けて、以下の結論に到達した。

1 核兵器のない世界を最終的に達成するという多くの敬虔な誓約にもかかわらず、核兵器に関する状況に大きな変化はなく、事故であれ、誤算であれ、企図されたものであれ、核兵器が使用される危険性はこれまでよりも増している。その結果、IALANA は、できる限り早期に核兵器全廃条約のための準備作業を開始させるため、その努力を倍増させることを決意している。

2 これに関連して、IALANA は、厳重かつ効果的な国際管理の下であらゆる点で核軍縮に至る交渉を誠実に遂行しかつ完結させるという、国際司法裁判所が全員一致で宣言した法的義務を強調する。

3 核兵器の法的側面についてのその専門知識に鑑みて、IALANA は、核兵器全廃に貢献する議論の余地のない主張を政策決定者と一般大衆に提示する比類のない資格を有する。その主張とは、2011年2月11日のバンクーバー宣言が示すように、核兵器は国際人道法に全面的に合致しないということである。

4 IALANA は、紛争解決のため国際メカニズムを利用し、武力による威嚇または武力の行使によらない安全保障を実現することを再確認する。これもまた核兵器のない世界の実現を促進するだろうからである。

5 IALANA は、フクシマの悲劇について日本のメンバーに対して弔意を表明し、日本のメンバーによる核兵器および核エネルギーの全廃の呼びかけを全面的に支持した。

6 IALANA は、核エネルギーの世界規模での廃絶を呼びけることを決定した。われわれに必要なことは、再生可能エネルギーとエネルギー生産の民主化とにむけた完全な転換である。

7 IALANA は、弁護士会と大学、法学生と青年法律家に対してメッセージを送ること、1988年以来追求してきた作業を継続すること、一般大衆に対して核兵器の全面的違法性についてのメッセージを伝えること並びにあらゆる段階での平和教育を促進することに合意した。

(山田寿則、浦田賢治 訳)



ウィーラマントリー判事と山田寿則理事

II. 6月17日（金）の報告

1. ラウンドテーブル

浦田理事を除く日本代表団は3つめのラウンドテーブルからのみ参加した。

1-1 リブソン条約とヨーロッパ政策における軍事力の役割の増大

司会：Pasquale PolICASTRO（ポーランド）

報告：Reiner Braun（ドイツ）、Marc Entin, Teresa Freixes

1-2 核兵器と原子力エネルギー利用の高まる危険—対抗戦略

司会：Otto Jackel（ドイツ）

報告：John Burroughs（米国）、Peter Becker（ドイツ）

1-3 平和と国際法—核兵器全廃条約に向けた IALANA の活動

司会：Dieter Deiseroth（ドイツ）

報告：Peter Weiss（米国）、Alyn Ware（NZ）、Phon van den Biesen（オランダ）、山田寿則（日本）

<概要>

山田は、核兵器のない世界と核兵器禁止条約の実現には核抑止論からの脱却が必要であることを指摘したうえで、国際人道法を核兵器に対して厳格に適用して核抑止の違法性を明らかにすることが課題であるとして、いくつかの問題を提起した。まずこれまでの各国の法的闘争において国際人道法を適用する際に争点となってきた点を取りあげ、コメントした。ついで、核抑止論の立場からも抑止の信憑性確保のために、国際人道法の遵守は必要とされることを指摘した。さらに、核抑止論を維持しつつ核兵器を削減する方法論と国際人道法の遵守を求めつつ核兵器を違法とする方法論とは矛盾する点があることを指摘した。最後に、核兵器禁止条約の実現あたり安全保障のあり方を個別の紛争に即して具体的に考えることの必要性を指摘した。

会場からは、各国の国内裁判を通しての取り組みについて発言が相次いだ。

2. 公開イベント：21世紀の課題としての平和—核兵器のない世界は実現可能か？

司会：Pasquale PolICASTRO（ポーランド）、Peter Becker（ドイツ）

報告：佐々木猛也（IALANA 新会長）、Cora Weiss（米国）、シュチェチン大学の学生

<概要>

日本反核法律家協会を代表して佐々木会長が挨拶をした¹⁵。

Cora Weiss 氏は、世界の市民や平和運動家たちは IALANA の持っている知識や情報を必要としていて、情報発信を促すためにソーシャル・メディアを作れる人を雇うことを提

¹⁵ 発言原稿は「反核法律家」第70号に掲載

案した。また、核問題はジェンダー問題であると主張し、その理由としてもものすごい数の女性が乳がん、子宮がんで亡くなり、女性が核の被害者となっている現状を指摘した。

将来の世代を担う若者としてシュチェチン大学の学生グループが取り組んでいる活動を紹介した。



左から浦田賢治、佐々木猛也、大久保賢一、成見幸子（敬称略）



左から井上八香、田部知江子、成見幸子（敬称略）

Ⅲ. 6月18日（土）の報告

1. IALANA 総会

1-1. 歓迎の挨拶

● Pasquale Policastro（ポーランド）

大司教が会場に来られなくなったことのお詫びと参加者の方によろしく言っていた旨を伝えた。なお、Weeramantry 判事、Peter Weiss, Cora Weiss, 浦田教授ら訳 15 名が朝 8 時より 9 時 45 分まで大司教の居宅に招かれ、朝食をとった。ここでは宗教と法の問題を含めて懇談した。

● Peter Weiss（米国）

今回の総会では、核兵器のない世界に向けて、漸進主義ではなく、思い切って跳躍するという立場をとることが重要だと言いたい。今後の活動については、日本弁護士連合会がフクシマ問題で見解を表明したことに注目している。今後、弁護士会と共同することが重要だ。また、核兵器は違法だという意識を強め広めるために、まず大学と連携することがいま重要だと強調した。

1-2. 活動報告

<国際活動> 報告者：Alyn Ware

国連総会で核兵器全廃条約（NWC）の交渉開始を求める決議に反対又は棄権する国に対してロビー活動をしたこと、核廃絶フォーラムを立ち上げ、ウェブ上で情報交換の場を提供していること、非核兵器地帯条約の締約国会議に合わせて市民社会フォーラムを開き、2010 年 NPT 再検討会議に提言をしたことなどを報告した。

<ドイツ> 報告者：Peter Becker

アフガンからの軍事撤退を求める活動、戦争、NATO に反対する活動などについて報告した。

<ニュージーランド> 報告者：Alyn Ware

北東アジア非核兵器地帯設立の支援、バンクーバー会議への参加などについて報告した。

<日本> 報告者：大久保賢一

福島第一原子力発電所の事故に対する理事会見解をまとめ、日本反核法協としても原発反対の立場を表明したことを報告した。

※詳しくは「Ⅳ. 大久保事務局長による活動報告」参照。

<米国> 報告者：John Burroughs

2 月に専門家などを集めバンクーバーで核兵器と国際人道法に関する会議を開催したこと、国際刑事裁判所（ICC）のワーキンググループと協力して核兵器をローマ規定に違反することを盛り込んだメキシコ提案への支持、新 START を批准させるため上院議員への働きかけ

などについて報告した。

＜イタリア＞報告者：Jo Lau

1961年の密約に基づいて米軍がイタリア国内への核兵器を持ち込んでいる問題について報告した。政府は機密事項として表では扱わず、密約が結ばれた1961年時点でNPTはなかったものでNPT違反にはならないと主張している。

フクシマの事故後、国民投票により95パーセントの国民が原発再開に反対し、イタリアでの原発再開計画が白紙になったこと、その住民投票をめぐる国内で法廷闘争があったことなどを報告した。

＜スリランカ＞報告者：Neshan Gunasekera

フクシマの事故後、Weeramantry判事が各国の環境大臣宛に公開書簡を送ったこと、またそれに対する返事があったことを報告した。

ピースボートに学生を派遣し、平和問題の議論を通じて交流したこと、若いリーダーが中心になってコロomboの平和教育センターでワークショップを開催したことなどを報告した。

＜オランダ＞報告者：Phon van den Biesen

記録なし

＜スウェーデン＞報告者：Stig Gustafson

昨年ストックホルムにて大規模な会議を開催したこと、10月にセミナーを予定していることなどを報告した。

＜イギリス＞報告者：Roslyn Cook

核兵器の使用と威嚇がローマ規定の戦争犯罪に盛り込む運動について報告した。

1-3. IALANAの将来についてのディスカッション

司会：Phon van den Biesen,

報告：Jenny Becker, Annegret Falter, John Burroughs, 井上八香, 成見幸子

＜概要＞

冒頭で司会の主報告者 Biesen が、IALANA 誕生以前の沿革から説き起こし、過去 20 年の歴史と新たな局面にある現状、さらに当面する計画案について報告した。IALANA の 3 大プロジェクトは世界法廷運動、核兵器全廃条約、ハーグ平和アピールであったとし、まだ終わっていないビジネスとして、“Return to the Court(もう一度世界法廷運動を)” と核兵器全廃条約の締結であるとした。また原発の違法性についても意見表明をしていく必要があるとした。

Jenny Becker は、IALANA の主な活動を核兵器の廃絶と戦争の非正当化であるとした。前者については核軍縮と原子力の利用がもはや並存しないことを主張し、2012年5月にウィーンで予定されている準備委員会に向けてユース・キャンペーンを企画していて、IALANA もオンライン・ネットワークに参加することを提案した。戦争反対運動について

は、平和運動財団の”EN-PAZ”という平和教育のためのデータベースを提供するプロジェクトを紹介した。

Annegret Falter は若者の獲得が IALANA の課題であるとし、法律を学ぶ学生などを対象にコミュニケーション・ツールを利用してメッセージを発信する方法について提案した。

井上は、福島原子力発電所の事故により故郷を去らなければならなかった人たちを「原子力難民」と位置づけその問題を提起した。各地の自治体や市民が被災者を受け入れる一方で福島から避難した子どもたちが学校でいじめに遭っている問題を指摘した。その原因として正確な情報が不足していること、原発の安全性についてほとんど疑問を持たず、人々が無知であるが故に情報を見分ける能力を持ち合わせていないことを挙げた。

成見副会長は日本政府と東京電力の事故対応のいい加減さを指摘した上で、被害者救済のための日弁連の活動について報告した。

※「Ⅷ. 成見副会長による報告」参照

2. 公開イベント「ダモクレスの剣の2つの側面：原発と核兵器」

2-1. 核兵器も原発もない世界は可能だ

講演：C.G. Weeramantry (スリランカ)

論評：浦田賢治 (日本)

Weeramantry 判事は、「核兵器と原子力エネルギーはダモクレスの剣の2つの側面であり、その両面は日に日に磨かれ、剣は天井から糸でつるされ、その糸は誰かの手によって簡単に切られてしまう状況にある」と現在の核兵器と原発の危険性を表現した。

2-2. ノーベル平和賞—歴史的成功と近年の裏切り

報告：Peter Weiss (米国)

ノルウェーのフレデリック氏の著書「ノーベルの遺志」の内容に基づいて、近年ノーベル平和賞が受賞に値しない人物・団体などを不当に表彰している事実について問題提起をした。



IV. 6月19日（日）の報告

1. IALANA 総会

座長は Pasquale Policastro と Peter Becker

Peter Becker が、日本を含む加盟会員による会費の納入状況、ベルリンに事務所を置く IALANA の経常経費の負担の現状を説明した。また、脱原発を進めてきたドイツの経験を踏まえて核兵器も原発もない世界をめざす IALANA の活動の展望を述べた。

1-1. 将来の活動に関する決定

1-2. 財政（報告：Otto Jackel, Reiner Braun）

IALANA の財政難は慢性化しており、それが活動を制限していることが指摘された。解決策としてプロのファンド・レイザーを雇うことも案として挙げられたがそれには慎重な意見が多かった。

一方、財源確保のためには資金不足を主張するだけでなく、資金を拠出する側の賛同を得る具体的な行動計画を用意しなければ財源確保につながらないという問題が指摘された。行動計画を用意するという前提で次回の総会を資産家の多いハンブルクで開催することが提案された。

1-3. 宣言採択

配布された宣言(案)に核兵器の全般的違法性を民衆に伝える等のウィーラマントリー判事の提案や、若干の文言の修正をした上で宣言が採択された。

1-4. 新役員選出

Peter Becker から、人事体制の大幅見直しが提案された。以下の役員体制(案)が配布され意見交換がされた。議論の焦点は、長年総会に出席せず活動にも参加していない役員をどうするか、今回の総会の会場を提供し大きな貢献をしたが、まだ IALANA の支部を結成していないポリカストロ氏の扱いをどうするか、さらに、共同会長制にしたままの協会規約の条項などを改正することが前提ではないか、ということなどだった。

現行規約の定めで新しい執行部を選出することは今回の総会では決定し難い点が多々あり、人事の決定は継続審議とすることが提案された。だが当面の対応としては執行部の人事が定まらなければ活動が出来ないという意見もあり、合意にいたらなかった。休憩をとり非公式に協議した結果、妥協が成り立った。なお、佐々木会長は以下の提案をした。

「総会場で事前手続きもなくいきなり規約の改正はできないこと、これまで規約に定める数の役員を選任がなされて来なかったなか、この総会場で、法律家である者はイレギュラーな事態を整合性をもって処理できないこと、規約にこだわると、前に行くことも後ろにも退くこともできず、規約に違反することを承知のうえで、規約改正を6カ月以内に行うことを条件に、役員を選任は、提案された新役員と旧役員を選任し、これまで活動に参加されていなかった役員には、ピーターワイズ氏が親書を送り、役員に引き続き就任

されるかどうか、就任されるなら活動に参加していただきたいと問い合わせるなどして、役員の数などを明確にした規約を次期総会で改正し、正常化するように求めます」。



左から大久保賢一、Robin Borrmann（ドイツ）、Teresa Bergman（ニュージーランド）



Pasquale Policastro 新副会長（ポーランド）と日本代表団

役員体制

共同会長： Christopher Weeramantry (スリランカ)
Peter Weiss (米国)
Peter Becker (ドイツ)

副会長： Pasquale Policastro (ポーランド) ※ポーランド支部設立後に就任
Phon van den Biesen (オランダ)
Carlos Vargas (コスタリカ)
浦田賢治 (日本)

会計： Otto Jackel (ドイツ)

理事： Bev Tollefson Delong (カナダ)
Mark L. Entin (ロシア)
Teresa Freixes (スペイン)
Stig Gustafsson (スウェーデン)
Fredrik Heffermehl (ノルウェー)
Joachim Lau (イタリア)
ニュージーランドから 1 名 (後日選出)
日本から 1 名 (後日選任¹⁶)

相談役： Alyn Ware (ニュージーランド)

賛助会員： George Farebrother (英国)

国連常駐代表： John Burroughs (米国)
Saul Mendlovitz (米国)

P.N. Bhagwati (インド) ほか、上記の名簿に記載されていない現役員に対しては Peter Weiss 初代共同会長から手紙が送られる。

¹⁶ 2011 年 9 月 5 日理事会にて山田寿則理事を選任した。

V. 佐々木団長による挨拶

日本反核法協からの報告

日本反核法協会長 佐々木猛也

核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会の会長を務めています、広島の実業家です。まず最初に、3月11日の巨大地震と巨大津波の被災に対し、多くの国々、人々から支援をいただいていることを感謝します。

福島第1原子力発電所の放射性物質の流出事故について、世界のみなさんに迷惑を掛けていることをお詫びします。

被災者のみなさんは、けなげにも立ち上がろうと懸命な努力をしていることを報告します。

家屋をはじめ一切の物が押し流され、引きさらわれ平地となった、息を飲み込む情景、人々が家族を失い、財産を失い、生活全体が破壊された様は、66年前、原爆により破壊され尽くしたヒロシマの大悲劇に重なります。原発事故での放射性物質の放出は、ヒロシマの被爆者（ヒバクシャ）に重なります。

人間が自然を制御できないこと、核を制御できないことを改めて確認しました。

1発の原爆は、広島の街を、突然に消し去って平地にし、焼け野原にしたのです。人間を焼き殺して炭にしました。瞬時に7万人を殺し、その年の末までの4か月半の間に14万人を殺害したのです。あの空の下にいた人たち広島35万人の生活の一切を断ち切ったのです。長崎でも同様7万人が殺されたのです。地獄のヒロシマのあの瞬間は、民間人を攻撃目標とした非人道的な、まさに国際法違反の許しがたい瞬間でした。

原爆投下による放射線で発症した疾病を原爆症と呼び、国は、ヒバクシャに対し、毎月13万円程の医療特別手当を支払うとする被爆者援護法を定めています。

ヒバクシャ達は、自分達が苦しむガン、白血病、甲状腺機能障害、白内障などの病気が原爆症だと認定して欲しいと訴え、集団で提訴しました。2005年のことです。

国は、被爆の実相を無視し、放射線の人体に及ぼす影響を過小評価し、投下後、

入市しても放射線の影響はないと繰り返し主張しましたが、徹底的な反撃によって論破し、27の勝訴判決を連続的に勝ち取りました。そして、2008年、認定要件を緩和させる政治的解決を勝ち取ったのです。

この闘いによって、初期放射線による直接被曝だけでなく、放射性降下物や残留放射線による被曝、更には、内部被曝、つまり、呼吸、飲食などによって放射性物質が体内に入り沈着してしまうと、近距離で高エネルギーを放出するアルファ線によって遺伝子が傷つくことを判決で認めさせることができました。体内に取り込むのは人間だけではなく、動植物も同様です。

私たちは、この裁判に次々に勝訴し、これによって核兵器の危険性、放射性物質の脅威を改めて国民に示したのです。

福島第1原発事故が発生しました。

世界は、NPT体制のもと、核の平和的利用を承認してきました。今、世界には、430基の原発があります。日本には54基があります。

国と電力会社は、原子力は明るい未来のエネルギーであり、脱石油、地球温暖化防止のためのクリーンな原発と宣伝して原子力の安全神話を築き、国民も原発を許容して来ました。

しかし、核エネルギーを制御する技術がないこと、放射性廃棄物を安全かつ確実に処理する方法がないことが一番の問題です。にもかかわらず、無責任にも地球の未来に危険な遺産を残し続けて来ていたのです。

そして、福島第1原発事故は、見通すことのできない収束の日まで、施設内外に継続的に放射性物質を漏出し続けるという問題、そして放射性物質で汚染された大量の水の処理をどうするのかという問題を抱え込んでいます。

核の脅威を知らながら、原子力エネルギー政策を漠然と許容して来たことを反省します。

国や電力会社に対し、廃炉や使用済み核燃料などの放射性廃棄物をどう処理するのか、放射線漏出は防止できるのか、何千年、何万年に及ぶ継続的な管理をどうするのか、未来の世代にどう責任を負うのかを、厳しく問うて行きたいと思えます。

原発政策の根本的転換を図り、原発依存から脱却するよう求めています。太陽、

水力、風力などの再生可能エネルギーの有効利用と省エネに力を注ぐことを求めています。現存する原発を総点検し、安全性を再点検し、安全基準を再検討するよう求めています。事故防止策、事故対応策を用意し、監視を強めるよう求めています。

地震などの自然災害を受けるおそれのある原発の運転を直ちに停止させ、老朽化した原発、施工不良の原発を廃炉とするよう求めています。新設、増設をさせない、現存する原発の計画的廃止を求めています。

核を巡り作られた神話、すなわち、原爆投下は早期終戦とアメリカ兵士100万人の命を救ったとする神話、核抑止論の神話、原子力の安全神話などに根拠はありません。

わたし達は、核兵器廃絶の運動に連動して原発廃止の闘いを強く推し進める決意をお伝えし、日本からの報告とさせていただきます。



Irina Policastro 夫人（ポーランド）と日本代表団
会議を主催した Pasquale Policastro 氏の夫人で代表団にも親切に世話して下さいました。

VI. 大久保事務局長による活動報告

I A L A N A 総会での J A L A N A からの報告

日本反核法律家協会

事務局長 大久保賢一

6月17日から19日の間、ポーランドのシュチェチンで開催された、国際反核法律家協会（I A L A N A）総会における日本反核法律家協会（J A L A N A）の活動報告の概要は下記のとおりである。

なお、この報告は、本年3月17日付「原発『安全神話』の崩壊と新たなヒバクシャの発生に対する日本反核法律家協会の見解」（佐々木猛也会長、大久保賢一事務局長名義）と同年5月26日「福島原発事故についての日本反核法律家協会の見解」（理事会決議）を踏まえたものである。

報告は、大久保が日本語で行い、「国境なき通訳団」の中嶋寛氏が通訳を担当した。（与えられた時間は7分であった。）

記

1. 今、福島で何が起きているのか

今、福島では、原発事故を原因として、生活と生産の場を失い、避難せざるを得ない民衆がいます。該当地域の人口は約14万人です。「原発難民」が発生しているのです。また、原発の作業員や救助や支援に当たる関係公務員や民衆は放射線に晒されています。「新たなヒバクシャ」の発生です。日本政府が、低線量被ばく、とりわけその内部被ばくの人体への影響を過小評価したことを、「原爆症裁判」の経験から知っている私たちは、政府の対応に危機感を持っています。加えて、大気、海洋、大地の放射線汚染も計り知れないものになっています。大規模な自然環境破壊が進行しているのです。これらの事態はいまだ終結していません。

原子力エネルギーの「平和利用」がもたらした最悪の事態が継続しているのです。

2. なぜ、このような事態が起きたのか

直接的原因は、東日本を襲った巨大な地震と津波による電源喪失です。政府も東京電力も、このような事態が発生することを想定していなかったのです。そもそも、「原発は安全である」との神話に依拠して、その対策をとってこなかったのです。そして、私たちも、その危険性を自覚せず、政府の原発政策に対抗してこなかったのです。不明を恥じなければなりません。その反省に立って、J A L A N A は、理事会において、原発の廃止を求める方針を決議しました。

3.原発廃止の困難性

けれども、この方針の実現には困難が伴うでしょう。その理由は、「原子力の平和利用」は、核不拡散条約（NPT）において、加盟各国の「奪い得ない権利」とされているだけでなく、「原子力の安全に関する条約」も、原子力の平和利用が可能であることを前提としているからです。核兵器と原発は全く別の法的位置づけがなされているのです。このことを自覚したうえで、私たちの方針を具体化しなければならないのです。

4.どのように困難を克服するか

私たちは、核兵器廃絶を求めています。その理由は、核兵器は人道や正義と相容れないからです。このことは私たちの確信であるだけでなく、国際社会もその方向に動いています。他方、今回の福島原発事故は、被害者の生活と権利を根底から破壊してしまうことを、私たちに教えてくれました。核兵器の使用だけではなく、原発事故も、法の基礎にある人道と正義に反する事態を生じさせるのです。私たちは、このことを確認しなければなりません。

原発は、核エネルギーを使用するものであり、核廃棄物の処分も含めて、そもそも危険な存在です。また、日本は、地震と津波の危険から免れることはできません。

私たちは、困難を伴うとしても、日本から原発をなくすための努力をしていくつもりです。皆さん方のご協力を期待します。

ありがとうございました。

この報告は、好意的に受け止められたようで、理事会で原発廃止を決議したことを述べた部分と日本から原発をなくす決意を述べた部分では、スタンディングオベーションとはいかないまでも、大きな拍手が沸いていた。

コーラ・ワイズ女史が、「発言に説得力があった。ピースボートもまだ悩んでいるようだから、あなたの考えをピースボートの吉岡達也に伝えることを、宿題にして欲しい。」と言ってきた。私は、彼女と指きりゲンマンをしてきた。約束は果たさなければならない。

また、総会では、JALANAの決断に触れるパラグラフを設けて、IALANAとして、原発の廃止に取り組むことが決議された。

この総会決議は、IALANAの歴史に画期をもたらすことになるであろうし、またそうしなければならない。

2011年6月23日記

Ⅶ. 山田理事による報告

IALANA 総会、ラウンドテーブル “Living Peace and International Law. IALANA's activities for a Nuclear Weapons Convention.” における発言原稿

山田寿則

まずはじめに、このような貴重な場で発言の機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。核兵器禁止条約の実現にあたり、克服すべきいくつかの争点について簡単にコメントします。

核兵器のない世界を実現するには核抑止政策からの脱却が必要である

2010年 NPT 再検討会議の最終文書では、「核兵器のない世界」の平和と安全を達成する決意が表明されました (IA 第 1 項)。他方で、最終文書は核抑止論に基づく安全保障を含意しています。たとえば、「会議は、核軍縮にいたるすべての核兵器国による重要な措置が、国際の安定、平和および安全を促進し、すべてにとっての低減されずかつ縮減されない安全の原則に基づくことを再確認する」(A 第 4 項) としています。

他方で、最終文書ではこの核抑止の実行に対峙する要素が確認されました。「人道法を含む適用可能な国際法の遵守の必要」(A 第 5 項) の再確認がそれです。

核兵器のない世界の実現、核兵器禁止条約の成立を考えた場合、核抑止政策とその実行は克服すべき課題です。そして、国際人道法を核兵器の使用・威嚇に厳格に適用すれば、核抑止の実行は違法となると考えられます。

しかし、多くの人々の努力にもかかわらず、ICJ でも各国の国内裁判所でも、まだそのような判決・見解は得られていません。

核抑止に対する国際人道法の適用をめぐる争点

これまでの議論からは、いくつかの争点が存在します。

第 1 に、国際人道法は平時にも適用されるかどうかです。国際人道法は武力紛争時に適用されると考えられるので、平時における核抑止の実行には適用されないとの見解があります。

しかし、国際人道法にも平時における適用を予定する規則があります。自国軍隊に対して国際人道法の教育を行う義務や文民に対する周知義務のような実施措置をとる義務は平時からも適用されます。国家は戦時において国際人道法の遵守を確保する義務があり、この義務を確実に履行するためには、平時から準備をすることが必要です。国際人道法に違反する行為 (核兵器の使用) を平時から準備する行為は、このような実施措置をとる義務

に反すると考えられます。

第2に、核抑止の実行と核兵器の威嚇は同じかどうかという争点があります。平時において敵を特定していない一般的な核抑止の実行は、戦時における攻撃目標を特定した違法な核使用とは違うものだ。だから、この一般的な核抑止は必ずしも違法ではない、との意見があります。

ICJは、違法な使用を前提とする威嚇もまた違法である、と判示しました。この判示にしたがえば、核抑止の実行が違法な威嚇に該当するかは、①核抑止の実行が必然的に違法な使用につながっていること、②この実行が「威嚇」に該当すること、この2点をいかに証明できるかにかかっています。これまでいくつかの国内裁判所では、この点が争点となっています。各国が現実にとっている核抑止の態勢が違法な核使用を前提とし、かつ「威嚇」に該当することを想定されている個別の使用例を明らかにして具体的に検証することが課題です。

核抑止の信憑性を高めるためには合法的使用が前提となる

ところで、このような法的争点とは別に、核抑止を認める立場からも、核兵器が合法に使用できることを証明することは必要です。抑止が成り立つためには、核兵器の使用についての信憑性 (credibility) が必要であり、この信憑性を確保するためには、核使用が合法になされうることあらかじめ示しておく必要があるからです。この核使用の合法性と核抑止との関係性については、米国自身も ICJ の場で認めています。この点からすると、核抑止を行おうとする側が、予定している核兵器の使用が国際人道法に照らして合法であることを証明する必要があるといえます。

もちろん、違法であっても核使用を行うことは現実にはありえます。だが、そのことをあらかじめ信憑性を持って示すとき、その国は国際法や国際人道法の違反を予定する国であるとの評価を国際的に勝ち得ることとなります。このことは、当該国の他の外交分野における活動の前進を大きく妨げることになるでしょう。

核兵器国の核政策には「計算された曖昧さ」がまわりつきますが、この背景には、こうした事情があるのかもしれない。

核抑止を維持しながら核兵器を減らす場合は国際人道法の遵守が難しくなる

核抑止政策を維持しながら次第に核兵器を減らす場合、そこでとられる戦略はカウンター・バリューとなる可能性があります。カウンター・バリュー戦略は文民を直接に攻撃目標としますから、国際人道法の遵守はきわめて困難です。

核抑止を前提に核兵器を減らすアプローチと国際人道法の遵守の必要性を確認するアプローチとは相反する側面をもっています。

核軍縮過程において国際人道法の遵守の必要を確認する以上、核抑止政策に代わる安全保障政策が必要となる

したがって、国際人道法の遵守を前提に核兵器のない世界と核兵器禁止条約の実現を目指す場合は、核抑止政策に代わる新しい安全保障のあり方を考える必要があります。

しかし、この新しい安全保障のあり方を地球規模で抽象的に議論することは現実的ではない。現在存在する各地の地域紛争の中には、核兵器の存在が大きな影を落としているものがあります。とりわけ、中東や北東アジアはそのような地域です。これらの地域における核抑止に依存しない安全保障のありかたを、非核兵器地帯の構想に着目することも含めて、具体的に考えることは、多くの困難を伴いますが、非常に重要だと思います。核兵器のない世界における平和と安全を核兵器禁止条約をつかってどのように実現し、どのように維持するのか。私たちはこの問いに具体的に答える必要があります。

ご静聴ありがとうございました。



Ⅷ. 成見幸子副会長による報告

1 私は、九州の南端宮崎県で弁護士をしています。

その宮崎県の南端にある串間市では、原子力発電誘致の賛否を問う（市の活性化のために誘致賛成を多数としたい意向で）住民投票が予定されていましたが、3. 11 の原発事故で取りやめになりました。

隣県にある川内原発が事故を起こすと 100 数十キロに位置する宮崎県も放射能汚染されることは目に見えています。

狭い国土・せめぎ合うプレートの上にある火山・地震列島に 54 基もの原発が設置されていて、地震・津波や人為による事故は何時でも発生しうるので、日本のどこにも安全な場所はありません。

2 3. 11 の事故が発生したとき、東京電力は『想定外の地震津波が起こったから』と言いました。

原発は「平和利用」と言われますが、元々は戦争の道具・原子力潜水艦の原子炉が陸に上がったものですし、NPT 不平等条約の隙間を埋め、核を持たない国をなだめるために、また原子炉を売り込んで利潤を上げるためにも平和利用権といって原発を持つことを奨励さえしたのだと思います。

しかし、世界の誰もまだ原子炉を完全に制御できておりません。一旦起こった事故を収束させる技術も持ちませんし、放射能廃棄物の処理方法も未定です。

「人の命・健康」をそこね、数世代に及ぶ環境破壊をもたらすものですから決して「想定外」と言うことはあってはならないのです。

3 3. 11 の地震・津波の自然災害は、街・家・人・車も全部押し流がし、跡形もなくなれきと化しました。また、同時に人災である福島原発事故は、冷却装置の破壊により、メルトダウン、水素爆発を起こし、壊れた炉からも放射能は切れることなく放出されているのです。

原発を中心として同心円の危険区域図の外側にも高放射能域ができていますが、これは風向きや風力を計算してすでに図面は作成されていたのに、公表されていませんでした。電力会社・政府がデータを隠していたことから、津波から一命を取り留めた海岸沿いの人たちがホットスポットに当たる村を目指して逃げてきたという悲劇も生じました。

また、政府も電力会社も『放射能も今のところ人体に影響はない』と言い続けました。

3月14日がれきの下の遺体を片づけようとした防御服を着た捜索隊員は、遺体に積もった放射能があまりに強すぎて、収容をあきらめ放置しなければなりませんでした。

熱線と初期放射能はないけれど、がれきと化した所に原発からの晩発性放射能が長期続くことは、核兵器による原爆と同様の被害と言えます。

今現在、放射能で汚染されたもの（がれき、土壌、塵、落ち葉、農作物など）の処理

方法も決まっています。

(日本弁護士連合会は、汚染物の処理について緊急提言を行いました。)

- 4 放射能の被害をもっとも受けやすい子どもについても、文科省は大変杜撰で無責任な「許容放射エネルギー」に関する処置を取りました。

一般の公衆が年間に浴びてよい放射能は1 mSvと定められていますが、小学校の校庭での許容量を1 mSvから20 mSvに引き上げたのです。教育を受ける便益のためと言うのです。厚生省が定めている管理区域(3ヶ月に1.3 mSvを超えると立ち入り禁止する)の年間許容量は5.2 mSvであるのに、そのレベルを約4倍も上回る20 mSvを許容するというのですから、常軌を逸しており、許すことはできません。客土その他で土壌を改善するとか、放射能の低い地域へ学校を移動するなどを考えるべきです。

(日弁連はこの問題について、会長声明を公表しています。)

- 5 日弁連は、災害事故が発生するとすぐに、人権を擁護し、社会正義を実現することを旨とする弁護士・法律家として速やかに対策を取りました。

被災地弁護士会、関東弁護士会、その他、単位・連合弁護士会を動員して、被災地を実情調査し、相談(電話・面接)活動を行い、具体的支援にはいりました。被災地から遠い宮崎県へも支援活動に応募するよう連絡が来ています。

家族、住宅、車、仕事を失い、ローンだけ残った人々が再建に当たって、二重ローンを抱える不安・苦悩を聞きました。そして、労働、医療、福祉、教育の問題などあらゆる分野において「補償」「再建」のため、従来の法や施策の枠組みを超えた施策が必要であるとして現実的な提言をしています。

そして、この5月27日の定期総会では「東日本大震災およびこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言」を行いました。

宣言の中で、福島原発問題については、

国にたいし、正確かつ迅速な情報の提供を要求、電力会社には補償(すべての補償とコミュニティ維持を図るために必要な費用の補償)と支援を求め、かつ、二度と事故を起こさないために以下二点の重要な提言をしました。

① 原子力発電所の新設増設を停止する。既存の原発は段階的に廃止する。

30年を経過し老朽化したものや付近に巨大地震が予想されるものは停止する。それ以外でも点検検討の結果安全性が確認できないものは停止する。

② 原発エネルギーに変わる代わる再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマスなど)を中核とする持続可能エネルギーを基本原則とするものに転換すべきである。

- 6 原発設置反対の住民訴訟で「危険性を深刻に受け止めず原発を容認してきた」裁判所の間違いも今回の事故で明らかとなりました。司法の犯罪という人もいます。

弁護士の任意の団体もそれぞれ取り組んでいます。弁護士の働きどころなのです。若い弁護士に大いに活躍してもらいたい。IALANAの活動にも参加を呼びかけて運動を強めたいと思います。